

交通事故など第三者の行為によってけがをして 国民健康保険を使って治療を受けるとき

●第三者行為による損害賠償請求のしくみ

交通事故や暴力行為など、第三者の行為によるケガや病気の治療についても国民健康保険（以下「国保」）を使うことができます。その場合、本来相手方（第三者）が負担すべき治療費を国保が一時的に立て替え、後日その治療費を第三者に請求する事になります。

被害者は、国保を使って治療を受けた時には、必ず、「第三者行為による被害届」を提出しなければいけません。

●届出に必要な物

① 第三者の行為による被害届	交通事故証明書を参考に日時や場所を記入してください。
② 交通事故証明書 （交通事故の場合）	自動車安全運転センターで発行しています。 ※物件事故扱いになっている場合には、⑥の「人身事故証明書入手不能理由書」が別途必要になります。
③ 事故発生状況報告書	図や説明はできる限り詳細に記入してください。
④ 念書（被保険者）	被保険者（被害者）の方が記入してください。
⑤ 誓約書（加害者）	加害者（相手方）の方が記入してください。
⑥ 人身事故証明書入手不能理由書	※物件事故扱いになっている場合には必要になります。
⑦ 認印	

【問い合わせ先】

南阿蘇村役場 健康推進課
医療保険係

TEL:0967-67-2704（255）